

令和2年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（R2.6.16現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M010-00	313011120	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（インレー（単純なもの））））	5	点数等	320.00	250.00	保医発0529第4号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M010-00	313011220	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（インレー（複雑なもの））））	5	点数等	592.00	463.00	〃
M010-00	313011320	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（5分の4冠）））	5	点数等	745.00	583.00	〃
M010-00	313011420	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（全部金属冠）））	5	点数等	937.00	733.00	〃
M010-00	313011520	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（インレー（単純なもの））））	5	点数等	218.00	170.00	〃
M010-00	313011620	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（インレー（複雑なもの））））	5	点数等	433.00	339.00	〃
M010-00	313011720	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（4分の3冠）））	5	点数等	535.00	419.00	〃
M010-00	313011820	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（5分の4冠）））	5	点数等	535.00	419.00	〃
M010-00	313011920	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（全部金属冠）））	5	点数等	671.00	525.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M011-00	313014120	レジン前装金属冠（1歯につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合）	5	点数等	835.00	654.00	保医発0529第4号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正に基づき変更
M017-00	313015720	ポンティック（1歯につき）（鑄造ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯）））	5	点数等	1079.00	844.00	〃
M017-00	313015820	ポンティック（1歯につき）（鑄造ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯）））	5	点数等	812.00	636.00	〃
M017-00	313016420	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（前歯）））	5	点数等	648.00	507.00	〃
M017-00	313031920	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯）））	5	点数等	812.00	636.00	〃
M017-00	313032020	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯）））	5	点数等	1079.00	844.00	〃
M020-00	313018920	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（双子鉤（大・小白歯）））	5	点数等	862.00	675.00	〃
M020-00	313019020	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（双子鉤（犬歯・小白歯）））	5	点数等	675.00	528.00	〃
M020-00	313019120	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（二腕鉤（レストつき）（大白歯）））	5	点数等	592.00	463.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M020-00	313019220	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（二腕鉤（レストつき）（犬歯・小白歯）））	5	点数等	515.00	403.00	保医発0529第4号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正に基づき変更
M020-00	313019320	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（二腕鉤（レストつき）（前歯（切歯））））	5	点数等	478.00	374.00	〃
M021-02	313026520	コンビネーション鉤（1個につき）（鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（前歯））	5	点数等	239.00	231.00	〃
M021-02	313026620	コンビネーション鉤（1個につき）（鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（犬歯・小白歯））	5	点数等	257.00	245.00	〃
M021-02	313026720	コンビネーション鉤（1個につき）（鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（大臼歯））	5	点数等	296.00	275.00	〃
M023-00	313020620	バー（1個につき）（鑄造バー（金銀パラジウム合金（金12%以上）））	5	点数等	1383.00	1082.00	〃